

新年度予算を可決

各会計総額296億4,300万円 （前年度比9億175万円減）

第1回定例会

3月5日
～3月24日

深川市議会は、平成二十七年第一回定例会を、三月五日から二十四日までの二十日間開催しました。

今議会では、空知教育センター組合議会議員の選挙一件、平成二十七年各会計予算十件、深川市職員給与条例の一部改正など条例等十七件、補正予算九件、教育長の任命一件、人権擁護委員候補者の推薦一件及び意見案六件などの審議を行いました。また九日から三日間にわたって一般質問を行い、十人の議員が市政の各般にわたって市長の見解をただしました。

可決した条例等

◎深川市職員給与条例の一部を改正する条例について（原案可決）

人事院勧告に基づき、本年四月より国が実施する給与制度の総合的見直し措置の内容に準じて改正するものです。

主な改正内容は、一般職の給与について、地域の民間給与水準を踏まえた国家公務員の俸給水準の改定と同様に、条例上の給料表の額を平均二%引き下げるとともに、支給額の激変緩和のため、国と同様、経過措置として三年間の現給保障を行うこと。また、五十歳台後半層の給与水準を抑えるため、医師を除く十五歳を超える職員の昇給を停止するものです。

◎特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例に
ついて（原案可決）

いじめ防止対策推進法の規定に基づく教育委員会の附属機関としての北空知地域いじめ問題対策専門家会議及び地方公共団体の長の附属機関としての北空知地域いじめ問題調査会議を、北空知一市四町により共同設置しますが、両附属機関に選任される委員の報酬等の身分の取り扱いを定めるに当たり、各町との協議が調ったことから、本条例に各委員の日額報酬を規定するものです。

◎教育長の勤務時間等及び職務
に専念する義務の特例に関する
条例について（原案可決）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する

法律が公布されたことに伴い、本年四月以降に就任する教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の免除に関する規定を、条例で定めるものです。

なお、施行時期は、本年四月一日ですが、経過措置として、旧教育長の在職中は、本条例の規定は適用しないものです。

◎深川市行政手続条例の一部を
改正する条例について（原案可決）

平成二十六年六月に行政手続法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、行政指導を受けた相手方が、市に対し当該行政指導の中止等を求めることができるようにすること、また、市民等が条例等に違反する事実を発見した場合、市に対し、是正のための処分等を求めることが

できること、さらに、市が行政指導をする際、相手方に対し、権限の根拠等を示さなければならぬことなどの規定を加え、あわせて、本条例を引用している深川市税条例について、必要な改正を行うものです。

◎深川市地域包括支援センター
の包括的支援事業の実施に
関する基準を定める条例につ
いて

◎深川市指定介護予防支援等の
事業の人員及び運営並びに指
定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の
方法に関する基準を定める条
例について（以上二件、原案可決）

介護保険法の改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業者に関する各種基準について、国が省令で定める各自自治体が従うべき基準及び参酌すべき基準を踏まえて、市がみずから条例で定めるものです。

地域包括支援センターに配置する職員の資格や員数などの順守すべき運営基準については、国が示した基準に準じて条例で定めるものですが、地域包括支

援センターの適正な運営のために設置することとされている地域包括支援センター運営協議会については、当該協議会の機能を有している深川市保健福祉施策推進協議会を充てるものです。

また、指定介護予防支援事業者の従業者の資格や員数その他運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準などの順守すべき運営基準については、国が示した基準に準じて条例で定めるものですが、指定介護予防支援サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の交付方法について、電子媒体による提供をもって交付とみなす旨の規定については、当該業務の重要性に鑑み、文書の書面交付を必須とするものです。また、指定介護予防支援事業者が作成する各種書類の保存年限については、国の基準が完結の日から二年間となっているものを、完結の日から五年間に延長し、さらに、指定介護予防支援事業者の事業所内に必要とされている運営規程の概要等の掲示については、その掲示が困難な場合における例外的な対応方法を追加して規定するものです。

◎深川市介護保険条例の一部を改正する条例について (原案可決)

次期の介護保険計画期間となる平成二十七年から二十九年までの第一号被保険者の保険料の所得段階区分を、現行の八段階区分から所得に応じたきめ細やかな設定とするため、国標準の九段階区分を採用することとし、保険料の基準額は、この先給付費の増加が見込まれることから、現行の年額四万五千円から一万円引き上げ、五万五千二百円に、月額にして、現行の三千七百五十九円から四千六百円に改定するものです。

また、介護保険法の改正により、平成二十七年から地域支援事業となる、要支援者の通所介護、訪問介護及び在宅医療・介護連携推進事業等の実施時期を附則に規定するものです。

◎深川市保育所設置条例の一部を改正する条例について (原案可決)

子ども・子育て支援法の施行により、本年四月から、子ども・子育て支援新制度が開始され、市立保育所はこの新制度のもとで保育を提供する業務を行います。が、新制度における保育所の保

育料は、現行制度とは異なり、市が徴収すべき額ではなく、公の施設の使用料として納付していただくこととなるため、本条例において徴収の根拠を規定するものです。

◎深川市保育の実施に関する条例を廃止する条例について (原案可決)

本条例は、児童福祉法の規定に基づき、保育の実施に係る基準として、保護者の労働または疾病など、保育を実施する事由を定めていましたが、児童福祉法の改正により、当該保育の実施基準を条例に委任する規定がなくなり、保育の必要性に関する認定基準は、内閣府令において既に規定されていることから、本条例が不要となるため廃止するものです。

◎深川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について (原案可決)

市立病院の一般病床は、市立病院経営健全化計画に基づき、平成二十二年四月より一病棟を休床していましたが、昨今の人口動態や今後の北空知医療圏域の人口減少等に鑑みた場合、病床病棟を再び稼働させる可能性

は極めて低い状況にあること、また、昨年四月から、診療報酬改定により七対一から十対一の入院基本料に移行した結果、医療収益が減収となっていることから、現在の一般病床数二百六十六床を百九十九床に変更し、外来診療における外来管理加算などを得ることで増収を図るものです。

あわせて、市立病院の運営体制強化等の観点から、院長と同等の職として新たに相談役を設置するものです。

◎深川市医師養成修学資金貸付条例について

◎深川市立病院薬剤師修学資金貸付条例について

市立病院で不足している医師及び薬剤師の養成及び確保を図り、市民への安定した医療提供体制の確立に資することを目的として、修学に必要な資金の貸し付けを行うものです。 医師養成修学資金の貸し付けは、市立病院へ多くの医師を派遣している旭川医科大学の医学部医学科在学生などを対象とし、医師国家試験合格後に初期臨床研修及び後期臨床研修を市立病院または旭川医科大学病院の研

修プログラムに沿って各二年間行うことを条件とするものです。 また、薬剤師修学資金の貸し付けは、薬学の課程の在学生などを対象とし、市立病院で常勤の薬剤師として勤務することを条件とするものです。

◎深川市学校給食センター条例を廃止する条例について (原案可決)

本年四月より、北空知一市四町で構成する北空知圏学校給食組合において学校給食業務が開始されることから、不要となる本条例を廃止するものです。 なお、決算の都合により、経過措置として、深川市学校給食センター運営委員会は本年六月三十日まで存続するものです。

◎妹背牛町からの学校給食に関する事務の受託の廃止について (原案可決)

平成二十三年度から、妹背牛町の学校給食に関する事務を受託していますが、本年四月から北空知圏学校給食組合により、学校給食の広域実施が開始され、学校給食業務が同組合へ移行となることから、事務の受託を廃止するものです。

◎北空知圏学校給食組合規約の一部を変更する規約について
(原案可決)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、北空知圏学校給食組合の教育長について、組合長が組合議会の同意を得て任命するため、規約の一部を変更するものです。

なお、施行時期は、本年四月一日ですが、経過措置として、旧教育長の在職中は、本規約の規定は適用しないものです。

◎市道の路線認定について
(原案可決)

国道二百七十五号の道路整備に伴い、旧道となった国道の一部部分を、市道ベンケ浅羽山線として認定するものです。

◎深川市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定(MSD)の変更について
(原案可決)

平成二十五年に日本下水道事業団と締結した建設工事委託に関する協定について、事業費が確定したことから、締結していた協定金額を変更するものです。

空知教育センター 組合議会の議員の選挙

選挙は議長の名推選により行われ、田中裕章議員に決定しました。

可決した補正予算

◎平成二十六年深川市一般会計補正予算(第八号・第九号)
(原案可決)

◎平成二十六年深川市介護保険特別会計補正予算(第二号)
(原案可決)

◎平成二十六年深川市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)
(原案可決)

◎平成二十六年深川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)
(原案可決)

◎平成二十六年深川市農業集落排水事業特別会計補正予算(第二号)
(原案可決)

◎平成二十六年深川市下水道事業特別会計補正予算(第二号)
(原案可決)

◎平成二十六年深川市水道事業会計補正予算(第二号)
(原案可決)

◎平成二十六年深川市病院事業会計補正予算(第二号)
(原案可決)

教育長に

平山 泰樹 さん 一任命に同意一

教育長 澤田敏幸さんから、3月31日をもって退任の申し出がありましたので、後任の教育長について、教育長と教育委員長を一本化した新たな教育委員会制度による教育長として、平山泰樹さんを任命したいとの提案があり、3月24日の本会議で全会一致で同意しました。

人権擁護委員候補者に

佐藤 和子 さん 一適任と答申一

人権擁護委員 佐藤和子さんは、9月30日をもって任期が満了するため、引き続き同氏を推薦したいとの提案があり、3月5日の本会議で全会一致で適任と答申しました。

予算審査特別委員会の設置

3月6日に平成27年度各会計予算が提案された後、これらの予算を審査するため、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、3月18日、19日及び20日の3日間にわたって審査を行いました。

委員会では質疑終了後、松沢委員（日本共産党深川市議団）が一般会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計予算に反対、宮澤委員（新政クラブ）が各会計予算に賛成の立場から討論があり、採決の結果、各会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

予算審査特別委員会

委員長 小田 雅 一
副委員長 楠 理智子

予算審査特別委員会の円滑な運営を図るため、予算審査特別委員会理事会を設置しました。

理事長 田 中 昌 幸
副理事長 太 田 幸 一

